

令和 8 年 5 月

お客さま 各位

瀬戸信用金庫

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて

平素は、瀬戸信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和 7 年 6 月にホームページにて『「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組み』をお知らせしましたが、下記のとおり新たな取組みを追加いたしますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 当座預金の新規口座開設終了

新規口座開設 終了日	令和 8 年 5 月 20 日（水）
内 容	新たに事業性預金にかかる預金口座の開設を検討中のお客さまにおかれましては、「無利息型普通預金」等をご利用ください。

2. 手形・小切手の最終振出期限の設定

受付終了日	令和 8 年 9 月 30 日（水）
内 容	当座勘定からの支払を目的とした手形・小切手の振出期限を令和 8 年 9 月 30 日とします。 最終振出期限後に振出された手形・小切手は、当座勘定からの支払いはできません。

3. 当金庫以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の入金受付終了について

受付終了日	令和 8 年 9 月 30 日（水）
内 容	当金庫以外を支払地とする手形・小切手の預金入金の受付を終了します。 ※入金先の口座は当座預金のほか、普通預金・定期預金等各種預金を含みます。

当金庫では、手形・小切手に代わる電子的な決済サービスとして、「インターネットバンキング」や「でんさいネット」をご提供しておりますので、是非とも、ご検討賜りますよう、お願い申し上げます。

以 上

令和7年6月20日

お客さま各位

瀬戸信用金庫

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて

平素は、瀬戸信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2021年（令和3年）6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」に「約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを踏まえ、金融業界では「2027年（令和9年）3月末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標としております。

こうした環境を踏まえ、当金庫では、下記の取組みを実施いたしますので、お知らせいたします。

お客さまにはご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 2027年（令和9年）4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立ての受付停止

実施日	内 容
2025年（令和7年） 7月1日（火）より	2027年（令和9年）4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付を停止いたします。

2. 手形・小切手帳の新規発行受付停止

実施日	対 象
2026年（令和8年） 4月1日（水）より	約束手形、為替手形、小切手、自己宛小切手

3. 今後の予定

実施予定日	内 容
2026年（令和8年） 4月頃より	現在、当座勘定から現金出金ならびに振替支払時には小切手の振出を必要としておりますが、今後、小切手の振出によらない方法でご利用いただけるよう、専用書式（当座勘定払戻請求書）を制定する予定です。

4. 電子的な決済手段への移行検討のお願い

当金庫では、手形・小切手に代わる電子的な決済サービスとして、「インターネットバンキング」や「でんさいネット」をご提供しております。是非ともご検討をお願い申し上げます。

以 上

～ 詳しくは当金庫の窓口または渉外担当者にお尋ねください ～